

時価等情報

■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和元年9月期			令和2年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	21,572	21,948	376	17,627	17,828	200
	社債	1,350	1,372	22	1,400	1,416	16
	小計	22,922	23,321	399	19,027	19,244	217
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	50	49	△ 0	400	399	△ 0
	小計	50	49	△ 0	400	399	△ 0
合 計		22,972	23,371	399	19,427	19,643	216

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種 類	令和元年9月期	令和2年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-
合 計	75	75

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和元年9月期			令和2年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,176	3,954	6,222	9,920	3,523	6,397
	債券	108,195	106,321	1,874	98,998	97,987	1,011
	国債	39,206	38,287	918	37,614	37,201	413
	地方債	45,752	45,158	593	41,872	41,475	397
	社債	23,237	22,875	361	19,511	19,310	200
	その他	241	199	41	354	353	0
	小計	118,614	110,475	8,138	109,273	101,863	7,409
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	412	488	△ 76	896	1,149	△ 253
	債券	767	769	△ 1	10,635	10,669	△ 33
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	9,202	9,225	△ 22
	社債	767	769	△ 1	1,433	1,444	△ 10
	その他	355	362	△ 7	-	-	-
	小計	1,535	1,621	△ 85	11,531	11,819	△ 287
合 計		120,149	112,096	8,053	120,805	113,682	7,122

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	令和元年9月期	令和2年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株 式	226	226
その他	4	5
合 計	231	231

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における株式の減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期	令和2年9月期
評 価 差 額	8,053	7,122
その他有価証券	8,053	7,122
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△2,452	△2,174
その他有価証券評価差額金	5,601	4,947

デリバティブ取引

令和元年9月期および令和2年9月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。